

JGR 写真・動画使用規定

第 1 条 原則

- 1-1 JGR と契約するラリー大会(以下、本大会)においてメディア登録を受けた取材者や、本大会に参戦する選手およびチーム関係者が、その活動上撮影した写真や動画(映像)を利用するにあたっての規定をここに定める。なお、FIA アジアパシフィックラリー選手権の興行権にて許諾されている範疇の利用に関しては、本規定の適用外とする。
- 1-2 本大会の開催期間中に、その主催者が管理を行う場所において撮影を行った写真並びに動画における、選手ならびにチーム関係とその車両、大会関係者、イベントに関して設置した造作物の肖像権は、その主催者が保有し、その委託を受けて JGR が管理する。対象となる撮影場所のいくつかを以下に例示する。
- サービスパーク、リググループエリア、リフューエルゾーン
 - セレモニアルスタート・セレモニアルフィニッシュ会場
 - 本大会に付随するイベント会場
 - ラリーパーク
 - スペシャルステージ及びその前後の占有区間とその沿線
 - ラリーHQ 及びメディアセンター等その付随施設
 - 公式車検場
- 1-3 上記 1-1 に定める者以外(観客を含む)についても、1-2 に定める権利を尊重する義務がある。この権利を侵害する動画を公開した場合には、主催者または JGR は別途定める権利料金を請求する。

第 2 条 非制限エリアでの撮影物の利用

- 2-1 第 1 条 1-2 に定める場所にてであっても、観戦エリア(有償、無償、プレミアム観戦エリア含む)ならびに一般観客の立ち入りが許可されているエリアに於いて撮影された写真に関しては、その利用に当たって届出や承認は不要とする。
- 2-2 非制限エリアで撮影した動画に関しては、2-1 の条件には含まれず、公開には

JGR の承認を必要とする。これは観客やチーム員が撮影したものを含み、個人で楽しむ以外の用途については必ず JGR の承認を得なければならない。

第 3 条 報道目的の利用

3-1 テレビ、新聞、雑誌、ウェブ媒体等における、報道目的としての利用については、メディア登録申請時に記載し承認を受けた内容、または後日追加申請し承認を得た目的について利用が許される。

3-2 上記目的での利用に当たっては、使用料金を以下の通り定める。

写真： 無償

動画： 180 秒まで無償(180 秒を超過する場合は別途協議する)

第 4 条 プロモーション目的での利用

4-1 テレビ、新聞、雑誌、ウェブ媒体等における、自社製品等のプロモーション目的としての利用については、メディア登録申請時に記載した内容、または後日追加申請し承認を得た目的について利用が許される。

4-2 上記目的での利用に当たっては、使用料金を以下の通り定める。

写真： 無償

動画： 個別に協議する

4-3 選手もしくはその所属チームが、自ら所有し管理するウェブ媒体に、チームのプロモーションを目的として動画を公開をする場合には、届出により使用料金を免除する場合がある。しかし、この動画に、ステージ内の外部からの走行動画や、スポンサー等チーム以外の広報要素が 5 秒以上含まれている場合(本来カメラに写っていない企業名やブランド名、ロゴなどが合成されている場合等)、同一のブランド・企業等一件につき 5 秒を超えている場合には別表 1 に定める権利料金を支払うものとする。

なお、オンボード映像に関しては第 6 条の規定が適用される。

第 5 条 商用目的の利用

5-1 第 3 条に定義する報道目的以外に、その写真・動画を含むコンテンツを販売す

る目的で使用する場合は、商用目的の利用として別途「写真・動画の商用利用申請書」によって主催者に申請し、使用許可を受けることとする。

なお、報道メディアが撮影した映像であっても、有料放送の番組等で構成や当該映像の長さなどによってコンテンツの販売と見なされる場合、商用目的の利用と判定されることがある。

5-2 この場合の使用料金は、個別に定めることとする。

第6条 オンボード映像

8-1 競技車両に搭載したカメラによる走行中の映像の利用に関しても、第1条 1-1 の規定に従い、第3条、第4条、第5条の制限を受ける。

6-2 但し、単一ステージのオンボード映像のみで構成される走行時の映像を、独立した一編として、そのクルー自らまたは所属チームが一般向けに無償公開する場合に限り、使用料金は免除する。但しこれは映像の権利の譲渡を意味するものではなく、肖像権は主催者に留まる。

6-3 上記 6-2 の規定により使用料金の免除を受けようとする者は、主催者に届け出て承認を受けなければならない。

6-4 複数ステージの映像や複数の異なる車両の映像を組み合わせた場合、6-2 の規定には合致しない。また、撮影場所が第1条 1-2 に定める場所の外や、第2条で定める場所であっても、解説や外撮り映像などを組み合わせたものについては 6-2 の規定には合致しない。但し、映像の冒頭や最後、サムネイルの写真は自由なものを組み合わせることが認められる。

6-5 6-2 に合致する場合でも、プロモーション内容を含む映像は使用料金の免除対象外とする。ただし、映像の冒頭又は最後に合計 5 秒以内のスポンサーロゴの表示は認められる。

6-5 合成・追加された企業ロゴ

オンボード映像中、本来の動画中に含まれない企業名やロゴなど、JGR が宣伝と判断する文字や絵柄が(同一と判断されるブランドや企業等一つにつき)合計で5秒以上表示される場合、その長さや大きさ、効果に応じて別表1に定める権

権利金を支払わなければならない。これは本規定で定める使用料金とは別途に支払うものとし、6-2 によって使用料金が免除されている場合でもこの権利料金は支払わなければならない。なお、オンボード映像に映り込んでいるステージ内のバナーや旗、車室内に恒久的に貼り付けられている表示などについては、この対象とはしない。但し、編集により意図的に露出効果を高められている場合は対象とされる場合がある。

第 7 条 ライブ配信

1-2 で定める場所からのライブ配信(配信後のアーカイブの公開を含む)を行う場合、JGR に申請し承認を受けなければならない。承認の条件として、JGR がその内容に応じて定める権利料金の支払いが求められる。スペシャルステージのライブ配信の場合の権利料金は別表1に示す。なお、配信の実質的主体がシリーズスポンサーや大会スポンサーである場合や、公開の目的などによってはこの費用を減免する場合がある。

第 8 条 私的利用

本規定の対象となる写真・動画については、公開を伴わない個人利用を除き、その私的利用を禁ずる。ただし、第 2 条に定める非制限エリアで撮影した写真に関しては、この制約を受けることはない。

第 9 条 目的の追加申請

大会期間中に撮影した、本規定の影響下にある写真・動画について、メディア登録申請に於いて申請し承認を受けた使用目的以外の用途で使用しようとする場合は、「写真・動画の使用目的追加申請書」によって追加申請を行い、別途承認を受けなければならない。

第 10 条 その他の利用

本規定第 3 条～第 8 条に該当しない利用、その他本規定にて定めのない利用に関しては、JGR またはその指名する大会役員の指示に従って申請を行い、承認を受けることとする。

付則

本規定は 2025 年 1 月 1 日より有効とする。

■ 別表1（第 4 条および第 7 条） 権利料金

利用者	種類	料金
チーム	企業・ブランド等の名称やロゴの組み込み	5 秒超過ごとに¥10,000
	ステージ内の走行動画の利用	5 秒超過ごとに¥10,000
全て	スペシャルステージのライブ配信	SS1つごと¥500,000